

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	和歌山下津港海岸(海南地区)冷水護岸(改良)基本設計
業 務 概 要	本業務は、和歌山下津港海岸(海南地区)冷水地先において、地震・津波対策を講じるため基本設計を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和6年4月17日
契 約 業 者 名	八千代エンジニアリング株式会社 大阪支店
契約業者の住所	大阪市中央区城見1丁目4番70号
契 約 金 額 (税 込)	¥42,240,000
予 定 価 格 (税 込)	¥42,240,000
随意契約によることとした理由	本業務は、和歌山下津港海岸(海南地区)冷水地先において、地震・津波対策を講じるため基本設計を行うものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が47者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に36者から問い合わせがあり、3者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている3者に技術提案書の提出を求めたところ、3者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、提案が総合的比較優位である 八千代エンジニアリング株式会社 大阪支店 と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	ー
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和6年4月17日
履行期間(至)	令和7年2月28日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	管内技術課題検討支援業務
業 務 概 要	本業務は、近畿管内の港湾施設において抽出された技術的課題の解決にあたり、技術的課題に精通する有識者への意見聴取会等を実施し技術支援を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和6年4月18日
契 約 業 者 名	一般財団法人沿岸技術研究センター
契約業者の住所	東京都港区西新橋一丁目14番2号
契 約 金 額 (税 込)	¥29,535,000
予 定 価 格 (税 込)	¥29,568,000
随意契約によることとした理由	本業務は、近畿管内の港湾施設において抽出された技術的課題の解決にあたり、技術的課題に精通する有識者への意見聴取会等を実施し技術支援を行うものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が36者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に24者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、一般財団法人沿岸技術研究センター の提案は、当所の要求する要件を満たしていたため、一般財団法人沿岸技術研究センター と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	ー
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和6年4月18日
履行期間(至)	令和7年2月28日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	和歌山下津港海岸(海南地区)冷水水門護岸等基本設計
業 務 概 要	本業務は、和歌山下津港海岸(海南地区)冷水地先において、地震・津波対策を講じるため基本設計を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和6年5月13日
契 約 業 者 名	協同エンジニアリング株式会社 関西事務所
契約業者の住所	兵庫県神戸市中央区下山手通2-13-3
契 約 金 額 (税 込)	¥42,878,000
予 定 価 格 (税 込)	¥43,615,000
随意契約によることとした理由	本業務は、和歌山下津港海岸(海南地区)冷水地先において、地震・津波対策を講じるため基本設計を行うものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が48者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に36者から問い合わせがあり、4者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている4者に技術提案書の提出を求めたところ、4者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、提案が総合的比較優位である 協同エンジニアリング株式会社 関西事務所 と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	ー
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和6年5月13日
履行期間(至)	令和7年3月19日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	神戸港臨港道路(湾岸西伸)の施工課題に関する検討業務
業 務 概 要	本業務は、大阪湾岸道路西伸部の大規模な海上部主塔基礎を施工するにあたり、施工課題に対し、課題に精通した有識者による検討会を開催し、対応方針等を検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和6年5月16日
契 約 業 者 名	神戸港臨港道路(湾岸西伸)の施工課題に関する検討業務沿岸技術研究センター・日本工営設計共同体
契約業者の住所	東京都港区西新橋一丁目14番2号
契 約 金 額 (税 込)	¥27,390,000
予 定 価 格 (税 込)	¥27,566,000
随意契約によることとした理由	本業務は、大阪湾岸道路西伸部の大規模な海上部主塔基礎を施工するにあたり、施工課題に対し、課題に精通した有識者による検討会を開催し、対応方針等を検討するものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が69者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に38者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、神戸港臨港道路(湾岸西伸)の施工課題に関する検討業務沿岸技術研究センター・日本工営設計共同体 の提案は、当所の要求する要件を満たしていたため、神戸港臨港道路(湾岸西伸)の施工課題に関する検討業務沿岸技術研究センター・日本工営設計共同体 と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	ー
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和6年5月16日
履行期間(至)	令和7年2月25日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	港湾施設の延命化方策技術検討業務
業 務 概 要	本業務は、インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき、近畿地方整備局管内の港湾施設が、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるため、設計供用期間を超えて施設の供用を維持する延命化方策について検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和6年7月3日
契 約 業 者 名	港湾施設の延命化方策技術検討業務沿岸技術研究センター・日本港湾コンサルタント設計共同体
契約業者の住所	東京都港区西新橋一丁目14番2号
契 約 金 額 (税 込)	¥29,480,000
予 定 価 格 (税 込)	¥29,480,000
随意契約によることとした理由	本業務は、インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき、近畿地方整備局管内の港湾施設が、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるため、設計供用期間を超えて施設の供用を維持する延命化方策について検討するものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が79者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に39者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、港湾施設の延命化方策技術検討業務沿岸技術研究センター・日本港湾コンサルタント設計共同体 の提案は、当所の要求する要件を満たしていたため、港湾施設の延命化方策技術検討業務沿岸技術研究センター・日本港湾コンサルタント設計以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	ー
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和6年7月3日
履行期間(至)	令和7年2月28日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	神戸港ポートアイランド(第2期)地区荷さばき地(PC-15から17拡張部)耐震改良検討業務
業 務 概 要	本業務は、神戸港ポートアイランド(第2期)地区荷さばき地(PC-15から17拡張部)において、耐震化に向けた地盤改良工法の検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和6年7月17日
契 約 業 者 名	株式会社日本港湾コンサルタント 関西支店
契約業者の住所	兵庫県神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
契 約 金 額 (税 込)	¥22,748,000
予 定 価 格 (税 込)	¥22,917,400
随意契約によることとした理由	本業務は、神戸港ポートアイランド(第2期)地区荷さばき地(PC-15から17拡張部)において、耐震化に向けた地盤改良工法の検討を行うものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が52者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に36者から問い合わせがあり、2者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている2者に技術提案書の提出を求めたところ、2者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、提案が総合的比較優位である 株式会社日本港湾コンサルタント 関西支店 と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	—
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和6年7月17日
履行期間(至)	令和7年3月17日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	次世代海面清掃兼油回収船の導入に向けた技術検討業務
業 務 概 要	本業務は、当局が保有する作業船である海面清掃兼油回収船について、耐用年数を迎え老朽化していく船舶の代替建造を検討するにあたり、CO2排出量削減についての技術検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和6年7月18日
契 約 業 者 名	一般社団法人日本作業船協会
契約業者の住所	東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
契 約 金 額 (税 込)	¥13,310,000
予 定 価 格 (税 込)	¥14,113,000
随意契約によることとした理由	本業務は、当局が保有する作業船である海面清掃兼油回収船について、耐用年数を迎え老朽化していく船舶の代替建造を検討するにあたり、CO2排出量削減についての技術検討を行うものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が14者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に22者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、一般社団法人日本作業船協会 の提案は、当所の要求する要件を満たしていたため、一般社団法人日本作業船協会 と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	－
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和6年7月18日
履行期間(至)	令和7年3月14日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	大阪湾における中長期での環境再生に関する技術検討業務
業 務 概 要	本業務は、大阪湾を対象とし、沿岸域等の海洋環境課題を解決するための中長期的環境再生メニューを選定し、港湾施設への実装に向けたケーススタディをするものである。検討にあたっては、有識者で構成する検討会を開催する。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和6年7月31日
契 約 業 者 名	大阪湾における中長期での環境再生に関する技術検討業務沿岸技術研究センター・いであ設計共同体
契約業者の住所	東京都港区西新橋一丁目14番2号
契 約 金 額 (税 込)	¥16,170,000
予 定 価 格 (税 込)	¥16,236,000
随意契約によることとした理由	本業務は、大阪湾を対象とし、沿岸域等の海洋環境課題を解決するための中長期的環境再生メニューを選定し、港湾施設への実装に向けたケーススタディをするものである。検討にあたっては、有識者で構成する検討会を開催する。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が67者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に31者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、大阪湾における中長期での環境再生に関する技術検討業務沿岸技術研究センター・いであ設計共同体 の提案は、当所の要求する要件を満たしていたため、大阪湾における中長期での環境再生に関する技術検討業務沿岸技術研究センター・いであ設計共同体 と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	ー
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和6年7月31日
履行期間(至)	令和7年2月28日
備 考	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	橋梁基礎の有効応力解析検討業務
業 務 概 要	本業務は、大阪湾岸道路西伸部事業における長大橋の技術検討の一環として、神戸港西航路部において地震動およびとう曲変位の同時作用による橋梁基礎への影響について、有効応力解析により検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所 神戸市中央区小野浜町7-30
契 約 年 月 日	令和6年11月11日
契 約 業 者 名	株式会社ニュージェック 近畿支店
契約業者の住所	大阪府大阪市北区浪花町14番25号
契 約 金 額 (税 込)	¥37,466,000
予 定 価 格 (税 込)	¥37,554,000
随意契約によることとした理由	本業務は、大阪湾岸道路西伸部事業における長大橋の技術検討の一環として、神戸港西航路部において地震動およびとう曲変位の同時作用による橋梁基礎への影響について、有効応力解析により検討を行うものである。 なお、本業務の内容が技術的に高度なものであり、提出された技術提案に基づいて仕様書を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が128者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に37者から問い合わせがあり、2者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている2者に技術提案書の提出を求めたところ、2者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、提案が総合的比較優位である 株式会社ニュージェック 近畿支店 と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	ー
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履行期間(自)	令和6年11月11日
履行期間(至)	令和7年6月20日
備 考	